

基本的な考え

建物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、誰にでも分かりやすい標識で明示することが重要です。原則として、日本工業規格Z8210に定められているピクトグラムを使用し、日本工業規格Z8210に定めがない場合は、国際標準等を参考とし、子ども、外国人を含め、全ての人に分かりやすいデザインとします。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左	9-13 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	同左	3-2 13-1

(参考：関連条文) 政令第19条、規則別表第1の2(12の項)、規則別表第5(13の項)



全ての人が使しやすい施設にするために

標識については、

- ・耳マークの標識を設置してほしい。(P51を参照)
- ・ピクトグラムは、必要に応じて文字も入れてほしい

という声もあります。

また、外国人にも分かりやすいサインや案内の工夫が必要です。

図13-1 標識（ピクトグラム）の例

出典：日本工業規格

1. 日本工業規格（JIS Z 8210）の標識（ピクトグラム）



2. その他の標識（ピクトグラム）



※…JIS規格の改正に伴い
図を変更又は追加したもの
▲…図の差し替えをしたもの

国際シンボルマーク
について

コラム

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のマークとして、国際リハビリテーション協会が定めたものです。国際リハビリテーション協会では、マークが利用できる施設として以下の条件を定めています。

- 建築物へのアプローチに支障がないこと
- 円滑に利用できる施設の入口であること
- 施設が利用できること

横浜市福祉のまちづくり条例、同施行規則では、これらの趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が利用できる施設について一定の基準（規則別表第 11）を定め、これらの施設を示す表示板に国際シンボルマークを採用しました。高齢者、障害者等の施設の利用を促進するため、これらの施設への表示板の掲示を定めていますので、積極的な整備をお願いします。



国際シンボルマーク